

第54号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

1 権利の相手方

中間市中間一丁目1番1号

中間市土地開発公社

2 権利の内容

中間市が中間市土地開発公社の債務を代位弁済する396,017,575円のうち、中間市土地開発公社から代物弁済を受ける200,468,000円を除いた195,549,575円の求償権

3 権利放棄の理由

中間市土地開発公社の解散による

平成26年11月28日提出

中間市長 松下 俊男